

和 水 経 号 外  
平成 2 0 年 2 月 8 日  
( 2 0 0 8 年 )

業者各位

経営管理部経理課長

和歌山市水道局発注工事等における暴力団員等による不当介入に対する措置について

和歌山市水道局が発注する建設工事等（建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務をいう。以下同じ。）における暴力団員等による不当介入（不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害をいう。以下同じ。）を受けたときは、請負者は、その旨を直ちに水道局へ報告するとともに、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）を義務付けることにより、水道局が発注する建設工事等から暴力団員等による不当介入を排除する仕組みを制定します。

その実務的運用として、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず水道局に報告せず、又は所轄の警察に通報等をしなかったときは、指名停止を行うこととなる項目を「和歌山市水道局建設工事等暴力団排除に関する措置要綱」に追加しました。

本制度は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、違法又は社会的相当性を欠く要求をする者を暴力団員等と位置付け、建設工事等関係者は共同して拒否することにより、これらの者が行う不当介入を廃絶しようとするものであります。